

(議長)

日程第5、報告第1号、令和3年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第1号、令和3年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和4年度に繰り越して使用とする19事業に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

令和3年度中に事業を完了することが出来ないことから、令和4年度への予算繰越しの議決をいただいた事業について、繰り越した予算額などを報告するものでございます。

議案書2ページ、3ページに記載している19事業を繰り越したのですが、それぞれの繰越額財源内訳につきましては、議決された範囲内で記載の金額となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わります。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

日程第6、報告第2号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

報告第2号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和4年度に繰越して使用しようとする下水道管理センター脱水機の更新にかかる予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方から説明申し上げます。

議案書6ページをお開き下さい。先程の一般会計と同様に、公共下水道特別会計におきましても、令和4年度への予算の繰越しの議決をいただきました事業につきまして、繰り越した予算額を報告するものでございます。

繰越した事業につきましては、下水道管理センター管理費でございまして、繰越額は議決いただきました金額と同額であり、財源内訳につきましても記載のとおりでございます。

説明は、以上となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第7、報告第3号、令和3年度江差町水道事業会計繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

報告第3号、令和3年度江差町水道事業会計繰越計算書についてでございます。令和4年度に繰越して使用しようとする、雷害復旧工事に係る予算について、別紙のとおり繰り越したことから、地方公営企業法第26条第3項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」

こちらにつきましても、私の方からご説明申し上げます。議案書8ページをお開き下さい。

水道事業会計につきましても同様に、令和4年度へ繰り越しました事業につきまして、繰り越した額などを報告するものでございます。繰り越した事業につきましては、北村緊急遮断弁室テレメーター装置雷害復旧工事でございます。繰越額は2,081万4,316円、財源内訳につきましては、全額当年度損益勘定留保資金となるものでございます。

説明は、以上となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第3号については、以上で終わります。